

西ドイツの信用制度法

—銀行監督制度の改正—

1. はしがき

西ドイツではかねてから銀行法の改正が企図せられ、信用制度法(Gesetz über das Kreditwesen)案として1959年来議会で審議が続けられていたが、ようやく昨年7月に至りその修正法案が議会を通過、本年1月から発効の運びとなった。

同法改正の主眼は銀行監督制度の中央集権化にあるが、これと並んで金融機関の自己資本・流動性・金利・大口信用の供与などに関する旧信用制度法の規制のあり方について再検討が加えられ、多くの修正が新法に盛り込まれた。

今回の改正を通じとくに注目されたのは、銀行監督上中央銀行がいかなる地位を与えられたかという点であった。これについて新法は、連邦監督局とブンデス銀行の協働を基本理念としつつ、これまでの西ドイツの現状をそのまま是認して日常的な監督業務についてはこれをブンデス銀行の所管とするという基本原則を明確にしている。とくに流動性、金利規制、大口信用など銀行監督上の重要事項についてはブンデス銀行の関与を個々に明文をもって規定し、これによって金融政策の担当者たる中央銀行が円滑にその責務を遂行できるよう十分な配慮が払われたことは注目に値しよう。

本稿は以上のような西ドイツの銀行法改正の大要を紹介しようとするものであるが、なにぶんにも同法は全文65条に上る膨大なものであるので、ここではわが国の現状や問題点などをも念頭に置きながら、とくに銀行監督行政と中央銀行の金

融政策の関連を中心に検討を加えることとしたい。

2. 信用制度法制定の経緯

このたび発効をみた信用制度法は実質的には1935年以降実施されてきた信用制度法(以下旧法と略称)を改正したものである。改正の主たる理由は以下のようなものであった。

第1は戦後地方分権化された銀行監督制度を再び中央集権化し、同時に戦後の混乱した法体系の統一をはかることである。西ドイツの銀行監督制度は1931年に導入されて以来中央集権的に運営されてきたが、戦後占領軍の地方分権主義政策によって監督権限は州政府に移管された。しかもこれは信用制度法自体の改正によらず、各州の立法によって行なわれたため、多数の法律が併立して法体系の錯綜混乱を免れなかった。しかしその後西ドイツの経済自立・政治的歩の回復とともに、占領軍の導入した地方分権的諸制度を西ドイツの実情に即し再び中央集権化しようとする方向がとられ、金融面でもレンダーバンクのブンデス銀行への改組(1957年)、旧3大銀行承継銀行の再統合(1957~58年)などが実現した。銀行監督制度の中央集権化と法体系の整備は、こうした一連の動きの掉尾を飾る大問題であったわけである(注1)。

第2の理由は旧法の規定が時代遅れになってしまったことである。旧法はナチス治下に制定されたものであったが、企業自由の原則にのっとり、必ずしも全体主義的色彩の強いものではなかった。しかし同法は1944年以降一度も改正が行なわれておら

(注1) もっとも州監督局のことで中央集権的な運用がなかったわけではない。地方分権的な監督組織が西ドイツの金融組織の実情に即しないものだということはすでに早くから明らかであり、このため1948年には州監督局間の協定で、銀行監督特別委員会が設立された。この委員会には各州監督局のはか、連邦の関係当局・ブンデス銀行から代表が参加し、単なる関係者間の接触にとどまらず、市中金利の変更など重要な監督上の措置に関する検討が行なわれた。しかしながらその決議には法的拘束がなく、また協議機関の決議の通常にめぐらす時期の遅延を免れなかったので、かような欠陥を是正するために制度上の中央集権化を要するという要請が強まっていた。とくにブンデス銀行が設立され、中央銀行制度が中央集権的に再編成された後は、これと密接な連繋を有する銀行監督制度を同一の基盤に設立することが必要とせられるに至ったのである。

ず、しだいに経済の実情にそぐわないものとなっていたのである。

しかし1959年に政府法案が議会に提出されるや、監督制度の中央集権化、金利の規制など種々の問題点をめぐって論議が紛糾し、審議はきわめて難航した。とくに中央監督局の設置については、州の勢力を代表する連邦参議院の強い反対があり、本法審議上最大の争点となった。そして事態解決のため、仲裁委員会が設立され、修正提案が行なわれるなど曲折を重ねたが、結局、昨年7月連邦議会によってこの修正提案が否決され、これによってようやく本法案成立の運びとなったものである。

3. 信用制度法の概要

(1) 連邦監督局

イ. 組織と任務

連邦金融業監督局(Das Bundesaufsichtamt für das Kreditwesen、略称連邦監督局 Bundesaufsichtamt)は金融機関監督上の中央機関であって、連邦経済大臣の管轄下の連邦上級官庁としてベルリンに設置される(第5条)。

その責務は「金融機関に委託された資産価値の安全性を脅かし、または銀行業務の正常な運営をさまたげ、あるいは経済全体に著しい不利をもたらす恐れある金融業における弊害を阻止」することにある(第6条)。旧法の対応規定は、単に「信用制度に生じた不測の事態の除去」と定めていたのみであったから、銀行監督局の目的は規定上はあるかに明確化されたわけである。

ロ. 連邦監督局の権限

以上の責務を遂行するために、信用制度法は連邦監督局に付与される権限を個別に規定している。当然のことながら、企業自由の原則に立つ信用制度法にあっては、これらの権限はいずれも限定的列挙であり、連邦監督局は法の規定するところをこえて監督行政を行なうことは許されない。

これに関しとくに注目すべきは、新法の監督権限に関する規定が旧法に比べて全般的に緻密化されている点で、これは個々の監督権限の及ぶ範囲ができるだけ明確に限界づけ、権限の乱用を防止しようとする趣旨に出たものである。同法の規定するおもな権限は以下のとくである。

(縮小、明確化された許可権限)

新法では連邦監督局の許可権限は旧法より縮小され、かつ与えられた権限についてもその内容が明確化されている。

すなわち旧法では、金融機関の①設立、②支店代理店などの営業開始、③営業所の移転、④法組織の変更、⑤他の金融機関に対する長期の企業参加の引受けなどはすべて要許可事項であったが、新法はこのうち銀行業務の開始と業務範囲の拡大のみを要許可事項とし、その他は届出をもって足りることに改めている(第24条、第32条)。

しかも同法は連邦監督局が許可を拒否しうる場合として、①金融機関が営業に必要な資金を持たない場合、②許可申請者が信頼しえない場合、③経営者が経営に必要な資質を持たない場合の三つを列挙している(第33条)。これは旧法の対応規定に比べ、次の2点において重要な差異がある。

その第1は、旧法が上記のほかさらに、「地域的ないし経済的要請に照らして許可を不適当とする場合」には許可を拒否しうると定めていたのが新法からは落されたことである。かかる抽象的な基準が監督権限の乱用の危険をはらむものであることはいうまでもない(注2)。

その第2は、上記③の金融機関経営の専門的資質について具体的な基準が与えられたことである。旧法ではこれについてなんら具体的な基準がなく、したがって資質の有無の認定は全く監督機関の裁量にゆだねられていた。新法は「同様の規模および業種の金融機関における3か年の指導的活動が立証された場合には、(資質は)原則として認められる」と規定している(第33条2項)。

(注2) もっとも、連邦行政裁判所はすでに1958年、本規定は職業の自由を保護する憲法第12条の規定に抵触するとの判決を下しており、したがってこの問題に関する限り実質的な解決は与えられていた。

(政令および準則制定権)

信用制度法は連邦監督局に、その責務を遂行するため、個々の金融機関の監督にとどまらず、金融機関一般の営業に対する規範の制定権を与えていた。かかるものとしては、①金利・手数料(第23条)・登録組合の自己資本の確定(第10条)などに関する「政令制定権」(注3)、②金融機関の自己資本および流動性に関する「準則の決定権」がある。しかし後に詳述するように、これらの権限の行使は金融政策と密接な関係があるので、ブンデス銀行の関与が必要とされており、その限りにおいて連邦監督局の権限は制約を受けるわけである。

(報告徴求および検査に関する権限)

この面では新旧法間でさしたる差異はない。

- (イ) 信用制度法が金融機関に連邦監督局に対する届出義務を課しているものとしては、機関信用、すなわち金融機関の役職員・従業員などに対する信用が一定の限度をこえる場合(第16条)があり、
- (ロ) 同法が連邦監督局およびブンデス銀行の両方への届出義務を課しているものとしては、①役員の任免、業務上の個別代理権の与奪、他の金融機関に対する長期の企業参加、金融機関の住所変更、支店の開廃移転、一定の組織・資本金の変更、合併計画など(第24条)、②決算案(第26条)がある。

（ハ）さらに金融機関がブンデス銀行への届出を要求され、ブンデス銀行がこれを連邦監督局に回付する建前がとられているものとしては大口信用などがあるが、これについては後述する。

（ニ）連邦監督局は以上のほか、「金融機関およびその機関の構成員に対し業務上のいっさいの事項に関する報告ならびに帳簿書類の提出を要求すること」ができると規定されている(第44条)。

次に同法は連邦監督局の検査権限について、連邦監督局の公務員が検査を行なうために金融機関

の営業所に立ち入りうこと、株主総会などに連邦監督局の代表を送り発言せしめうこと、またその招集を請求しうることなどを定めている。

(特殊な場合の措置に関する権限)

(イ) 金融機関が後述する自己資本・流動性に関する準則の要求を満たしていない場合には連邦監督局は信用供与の禁止などのきびしい措置をとることができる(第45条)。

(ロ) 法はさらに、金融機関の債権者に対する債務の履行、とくに資産価値の安全性に危険が生じた場合、連邦監督局が一時的に業務執行に対する指示、受信与信の禁止、役員などの業務遂行の禁止制限などを命じうる旨を定めている(第46条)。

(2) ブンデス銀行と連邦監督局の協働関係

イ. 協働が必要な理由とその基本原則

通貨価値の安定を主目標として行なわれる中央銀行の金融政策と、金融機関の健全性維持を目的とする銀行監督行政とは本質的には別個のものである。しかし金融政策の具体的運営は、金融機関の営業活動に直接間接影響を及ぼすことによって行なわれるものである。したがって金融政策が円滑な効果をあげるためにには、金融機関の業態に影響を及ぼす金融機関監督行政が金融政策と密接に協力することが必要となり、さらに実際的な観点からいえば、中央銀行自らがある程度かかる監督権限を持つことが望ましいという結論が生まれる。

また逆にそのような中央銀行の関与は、金融機関監督行政を効果的に遂行するための必要条件でもある。けだし中央銀行は金融組織の中核に位置し、金融機関全体のまた個々の金融機関の経営および活動の実態を把握しうるのみならずこれを指導する面において最も好適な立場にあるからである。

実際にみても、西ドイツではすでにブンデス銀行法において、ブンデス銀行に対し金融機関に対するかなり強い監督権を認めてきた。すなわ

(注3) もっとも政令制定権は憲法上の理由から本来は連邦經濟大臣が保有する建前がとられ、大臣の委任によって監督局が行使することとなった。

ちブンデス銀行は同法に基づき、金融政策手段の行使によって金融組織の活動全般をコントロールしうるにとどまらず、日常取引あるいは各種統計の徴収などを通じて個々の金融機関に対して相当の影響力を及ぼしうる立場にあった。とくに実際の運営面においては、再割引わくや信用準則の運用などを通じて、ブンデス銀行は金融機関の経営面に具体的な指導力を及ぼしてきたのである。

以上のような実情のもとでは、連邦監督局はブンデス銀行との緊密な協力なくしてはどうてい円滑にその職務を遂行しえないことは明らかであろう。そこで信用制度法はその第7条において「連邦監督局とブンデス銀行は本法に基づき協働する」旨を明確に謳い、かつ立法趣旨の中で協働の基本原則を以下のように述べている。

- (イ) 日常的な監督はブンデス銀行が実施する。
- (ロ) ただし最終的な監督権限は連邦監督局に帰属する。
- (ハ) 連邦監督局は、ブンデス銀行の責務の遂行に関連ある法規を制定するにあたっては、ブンデス銀行を参加せしめる。

ロ. 具体的な協働関係

次に上記の原則が具体的にどのように規定化されたかをみよう。

(ブンデス銀行に直接ゆだねられた日常的監督)

信用制度法は、①大口信用(第13条)、②100万マルク以上の信用(第14条)、および③月例報告(第25条)はとくに重要なケースとして金融機関にブンデス銀行に対する報告義務を課し、さらにブンデス銀行はその報告に自己の意見を加えて連邦監督局に回付しなければならない旨を定めている。ただし以上の報告はすべて回付を要するわけではなく、連邦監督局は一定の報告の回付を免除しうるとのただし書がついている。ところが実際に連邦監督局が回付すべき事項を決定するというのは困難なことであり、いきおいその取捨選択

はブンデス銀行が行なうことになる。ブンデス銀行は連邦監督局の措置を仰がねばならないような重大なケースに限りその報告に意見を付して回付し、大部分のケースについてはブンデス銀行限りで処理されることになる。つまりブンデス銀行はいわば「濾過器」としての役割を果たすわけである。したがって上記のただし書は日常的な監督業務についてのブンデス銀行の権限を配慮した規定と考えられている。

(ブンデス銀行の参加が必要な法規の制定)

信用制度法が連邦監督局の法規制定についてブンデス銀行の協働を要すると定めた主要な場合は以下のとおりである。

- ① 金融機関の自己資本に関する準則の決定
- ② 金融機関の流動性に関する準則の決定
- ③ 金利および手数料に関する政令の公布
- ④ 金融機関が経済的困難に陥った場合の政令によるモラトリアムなどの措置

これらは主管的には行政機関(連邦政府・連邦大蔵大臣および連邦監督局)によって行なわれるが、いずれの場合にもブンデス銀行の「同意(Einvernehmen)」または「了解(Benehmen)」あるいはその「意見の聴取(Anhörung)」が必要とされている(注4)。

元来ブンデス銀行は憲法上法規命令制定権が与えられておらず、したがって連邦経済大臣が政令を制定する場合、これに参加することもできない。連邦経済大臣が金利などに関する政令を定める場合、ブンデス銀行の協働がその「了解」の範囲にとどめられているのはこの理由に基づく。しかし連邦経済大臣の政令制定権が他の機関に委任される場合には、その受任者の範囲について憲法上の制約は設けられていない。そこで法は連邦経済大臣が上記に関する政令制定権を連邦監督局に委任しうる旨を定めるとともに、この場合にはブンデス銀行が同意という形で政令の制定に実質的に参加しうる旨を規定した。実際に本法の発

(注4) 「同意」とはそれなくしては、政令の制定などの法律行為が有効に成立しえないもの——すなわち法令制定上の拒否権を意味し、「了解」「意見の聴取」は法律効果への影響はないが、実質上ブンデス銀行の見解が十分尊重されるということを意味する。

効とともに上記の委任が行なわれ、ブンデスバンクは金利などの決定に直接タッチしうることになったわけである。

なお④の場合、ブンデスバンクの関与は意見の聴取にとどめられているが、実際には金融機関の経済的困難はブンデスバンクの業務分野で最もすみやかに把握しうるものであり、したがってこのような場合のイニシアティブは通常ブンデスバンクがとることになるものと考えられる。

ハ. 連邦監督局長官に関する規定

信用制度法はさらに連邦監督局とブンデスバンクの協働を緊密化するため、旧法にはなかった新たな規定を設けている。第1に連邦政府が連邦大統領に連邦監督局長官の任命を提案する際にはブンデスバンクの意見を聴取しなければならない(第5条)。第2にこうして任命された長官はブンデスバンク理事会に出席することができる(第7条)。出席を認めたのは長官が銀行監督の分野におけるブンデスバンクの政策を直接知ることができるようという趣旨である。したがって長官が出席できるのは理事会の議題が長官の職務分野に属する場合に限られており、しかも長官は理事会の正規のメンバーとしての議席はなく、提議を行なえるが議決権はない。

(3) 金融機関の自己資本と流動性の規制

(空白を埋めた信用準則)

金融機関は債権者に対する債務の履行を保証するためには適正な自己資本を持たねばならず(第10条)、また自己の資産の運用にあたっては常に十分な支払準備を保有するよう留意しなければならない(第11条)。これは金融機関の健全経営の原則上当然の要請である。しかしこの要請を満たすための具体的な規準をいかに定めるかはむずかしい問題である。たとえば自己資本比率については、個々の金融機関あるいはそのグループによってその構造組織などの違いから適正比率が異なつており一率に定めがたいという問題がある。また流動性については、個々の資産の流動性が金融情勢およびこれに即応する金融政策上の措置によっ

て絶えず変動しており、適正な比率を弾力的に定めることは实际上困難だという事情もある。旧法において自己資本および流動比率に関する規定が設けられながら、具体的な比率がついに定められずに終わったのは実際にこうした理由に基づくものであった。

しかしながらといってこうした規準を定めないままに済ましうるとはいえない場合がある。とくに戦後の西ドイツのように金融機関の発展拡大が急激な場合にはなおさらのことである。西ドイツでこの目的に役立ったのが1951年レンダーバンクによって制定された信用準則(Kreditrichtsätze)であった。信用準則は元来レンダーバンクの再割引業務に関連した措置(信用準則の遵守を再割引の条件とする)として定められたものでなんら法律上の根拠を有するものではない。しかしレンダーバンクが金融情勢の変化に即応し数度にわたりこれを修正するなどその弾力的な運営に努めた結果、これは金融機関にとって重要な経営規範として遵守され、金融機構の秩序ある発展を確保するうえで法律以上の役割を果たした。ただ1956年以後金融機関が中央銀行依存から脱却する傾向が強まるに及び、この制度の実効性に不安がもたれはじめた。

(信用準則を取り入れた新法の規制)

そこで新法では以上のように実績のある信用準則と旧法の原則をたぐみに結びつけるという工夫が講ぜられた。すなわち、新法は具体的な準則(Grundsätze)の決定方式については、監督機関が中央銀行の同意をえて行なうという旧法の行き方を踏襲するとともに、実際の準則は従来のブンデスバンクの信用準則を修正のうえ、そのまま採用するという方法をとった。実際にはこの修正はブンデスバンクによって行なわれ、連邦監督局がこれを承認する形をとった。新旧両準則の内容は次ページの表のとおりである。

金融機関がこの準則を遵守しなかった場合には、連邦監督局は命令により信用供与・利益分配の禁止などその業務に対しかなり強力な干渉を行

なうことができる(第45、46条)。他方ブンデスバンクも今後は從來の信用準則に代えてこの新たな準則の遵守を再割引の条件とすることになる。したがって、金融機関としては、ブンデスバンクに対する依存度が極度に低下しないかぎり、この面からも準則の遵守を迫られることになる。

	旧 信 用 準 則 (信用銀行の) (場合を例示)	新 準 則 (全金融機関) (につき同一)
準則 I	短期貸出は保証自己資本の18倍をこえてはならない。	貸出(注4)および企業参加は保証自己資本の18倍をこえてはならない。
準則 II	短期貸出(注1)は保証自己資本および預金の60%をこえてはならない。	長期貸出・企業参加(シンジケートの場合を含む)・非上場証券および土地建物に対する投資は長期資金(注5)をこえてはならない。
準則 III	流動資産(注2)は外部資金(注3)の20%を下回ってはならない。	短期貸出・債務者あて手形・上場証券およびその他の資産は以下の資金の額をこえてはならない。 非金融機関の当座・定期預金の60%、金融機関の当座・定期預金の35%、貯蓄預金の20%など。
準則 IV	a.引受信用および債務者手形は自己資本の3倍をこえてはならない。 b.引受信用および債務者手形中貿易・収穫金融を除く額は自己資本をこえてはならない。	流通している自己あて手形・単名手形および債務者手形は保証自己資本の1.5倍をこえてはならない。

(注1)「短期貸出」は当座貸越および引受信用。

(注2)「流動資産」は現金・ブンデス銀行預け金・郵便振替預金・切手手形および短期証券。

(注3)「外部資金」は預金・受入金および流通している自己あて手形・単名手形。

(注4)「貸出」は短・中・長期貸出。ただし、長期貸出で債券発行により供与されたもの・信用制度法第20条第1・4項にいう不動産・船舶抵当貸付を除く。

(注5)「長期資金」は自己資本・流通している自己あて債務証券・長期借入・貯蓄預金の60%および当座・定期預金の10%。中央振替機関・中央金庫について別個の基準あり。

(4) 金利などの規制

(規制が是認された事情)

金利規制の是非は決定的な回答が困難な問題で

ある。自由経済原理を貫けば、金利もまた一つの価格であり、信用に対する需給関係によって市場のメカニズムを通じて決まるべきだということになろう。しかし金利を野放しにすれば、金融機関の預金獲得競争が激しくなり、いきおい不良貸出がふえ金融機関の経営の不健化を招来しやすいという面も考慮しなければならない。また預金金利の形成が無秩序に行なわれるときは資本市場に悪影響が及ぶ危険もある。信用制度法の制定にあっても、本問題は論議の対象となつたのであるが、結局規制が盛り込まれることになったのは、ブンデス銀行や大部分の金融機関が、規制是認論をとったがためであった。

(強められたブンデス銀行の関与)

新法の規定を旧法と比べると、監督機関の権限が縮小された反面、ブンデス銀行の関与が強化された点が目立つ。すなわち、規制は旧法どおり監督機関の権限とされているが、その範囲は旧法では金利のみならず信用条件全般(業務上の約款および競争)にまで及んでいたのが新法では預金貸出金利および手数料の最高限度を規制するという線にまで縮小された。そしてこの限度は「ブンデス銀行の金融政策上の措置を支持するよう定められなければならない」旨が明記され、このため既述のように連邦監督局が政令を定める場合にはブンデス銀行の同意を要することとなってい

る。

旧法の規制方法では、金融機関の頭取集会の多数決による議決をライヒ大蔵大臣が一般的拘束力あるものと宣言するのが原則であつて(注5)、この議決が成立しないか、またはそれを中止する場合にはライヒ大蔵大臣がライヒス銀行の同意を得て決定することとされていた。つまり中央銀行の関与は例外的な場合に限られていたのである。しかし新法では、金利・手数料の変更に関する限り常にブンデス銀行の同意を要することとな

(注5) ただし戦後は占領軍のカルテル禁止措置に伴い、この議決方法がこれに対する違反ではないかという疑いを生じたため、ライヒ経済大臣の権限を継承した州監督局が後段の例外規定を援用し、一方的に最高金利を決定する建前がとられた。しかし実際にはこの命令は擬制であつて、金利の変更にあたってはまず金融機関の頭取集会のメンバー中業種代表者をもって組織される中央信用委員会がこれを討議し、その結論を銀行監督特別委員会が検討した後決議してこれを州監督局に提案し、ここで最終的に決定する手順が踏まれた。

り、ブンデスバンクの権限は強化されたと解せられる。

次に金融機関の関与については、その頭取集会の発議権について旧法のような規定ではなく、「政令の公布に先立ちその頭取集会の意見を聴取しなければならない」と定められているのみである。しかし実際には、金融機関の協働は単なる意見の聴取にとどまらず、従来同様発議が行なえることになる模様である。したがって今後の金利決定方法は、通常の場合金融機関の頭取集会(中央信用委員会)の提議に基づき、連邦監督局がブンデスバンクの同意を得て政令の形で公布されることになるものとみられる。ただし頭取集会の議決が不成立・中止・不適当の場合には従来同様上からの決定が行なわれることになろう。

(5) 大口信用などの規制

(規制が行なわれる理由)

金融機関の経営の健全性を確保するためには、さらに信用の質と分散度に目を注がなければならぬ。信用制度法が旧法を踏襲し大口信用に対する規制を設けようとしたのはこのためであったが、実際にも戦後の西ドイツ金融機関の破綻はほとんど例外なく大口信用の供与による貸出先の集中によるものであったので、本規定の存続についてはあまり異論がなかった。

(かなりきびしい規制の内容)

信用制度法は、金融機関が同一人に対し金融機関の保証自己資本^(注6)の15%をこえる信用を供与する場合を大口信用(Großkredite)とし、これを供与するには役員の全員一致の決議を要する旨を定めている。しかも大口信用の合計額は当該金融機関の信用総額の $\frac{1}{2}$ をこえないよう、かつ1件の大口信用はその保証自己資本の額をこえないようにすべきものとされている^(注7)。そして金融機関は大口信用を供与するにあたっては、供与額が2万マルク以下の場合などを除き、直ちにブンデスバンクに届出なければならない(第13条)ものとさ

れた。

さらに金融機関は以上のほか、年に5回定期的に100万マルク以上の信用(Millionkredite——協調融資でその合計額が100万マルク以上の場合も含む)を供与した貸付先をブンデスバンクに報告しなければならない(第14条)。これはとくに保証自己資本の大きい大銀行の場合、1件100万マルク以上の信用であっても上記の大口信用の条件にはあてはまらない場合があることを考慮したもので、第13条を補う趣旨である。また反面この規定は、特定企業が多くの金融機関から100万マルク以上の信用を受けている場合これをチェックし、金融機関が相互に貸出状況を知らないままに結果的に貸過ぎになることを防ぐ意味も持っている。したがって、このような事実が明らかになった場合には、ブンデスバンクはこの旨を関係金融機関に通知しなければならないと定められている。

なお上記二つの場合の届出の処理についてブンデスバンクの権限がかなり強く認められていることはすでに述べたとおりである。

4. む す び

以上検討してきたように、信用制度法は銀行監督行政上の各般の問題につき、きわめて詳細な規定を設けており、各国銀行立法中最も精密なもの一つと考えられる。もっともそのうち、新法制定の主眼であった銀行監督制度の中央集権化の部分は西ドイツ特有の問題であり、また個々の規定については、企業自由の原則などからみてなお問題と思われるものもないではない。しかしそれにもかかわらず、信用制度法がその他の内容あるいは立法技術の点で、われわれにとって多々参考となる点を含んでいる点は明らかであろう。

とくに重要と思われる点は、信用制度法が監督官庁の権限とその内容を個々に明確に規定した点である。監督機関の権限規定が抽象的でいまいな場合には、とかく権限の乱用の弊を招きやす

(注6) 保証自己資本とは、株式会社の場合、払込済の自己資本と積立金の合計額から自己株式を控除したものという。

(注7) これは旧法にはなかった規定で、新法の考え方是一段ときびしくなっているわけである。

い。もちろん逆にいかに精密な規定を設けても、これを完全に防ぎうるというものではないが、それにしても監督機関が法の明文に反しては行動しえない以上、権限の明確化は監督機関の権限乱用の弊の生ずる余地を少なくする効果があろう。既述のようにこの点について新法が周到な配慮を加えている点は十分参考とすべき点であろう。

次に、参考となるのは、銀行監督行政と中央銀行の政策権限の関連を取り扱った部分である。およそ銀行監督行政について詳細な法律上の規定を設けようとすれば、どうしても明確な基本原則に基づいて両者の関連を取り扱わざるを得なくなるわけである。西ドイツの信用制度法からわれわれが汲み取りうることは、同法が銀行監督行政の実施にあたり、中央銀行の金融政策の円滑な運営を傷つけないように、いかに綿密な配慮を払っているかということである。

これが明瞭に現われるのは、銀行監督行政と金融政策の最大の接点ともいべき金融機関の自己資本・流動性および金利の規制に関する規定であろう。なかんずく金利の規制については、憲法上の制約に対処し、ドイツ特有の法学的概念を駆使して「了解」と「同意」を使い分けたことのほか金利の規制に関する行政権限の行使になどについて、ブンデス銀行の参加をフルに確保しようと

する苦心が如実にうかがわれる。その他の規定でも、およそブンデス銀行の金融政策に関連ありとみられるものについては、個々に明文をもってブンデス銀行の関与を保証し、日常的な監督権限はブンデス銀行にゆだねるという基本原則が貫かれている。

しかしながら、ここで誤解してはならないことは、だからといってブンデス銀行の金融政策が本法によりブンデス銀行に与えられた監督権限に基づいて行なわれるのではないということである。ブンデス銀行の金融政策の法的基礎はあくまでブンデス銀行法にあり、信用制度法によって同行に与えられた権限は、いわばブンデス銀行法に基づく同行の金融政策の円滑な運営を補完するためのものにはかならない。そしてこれと関連し、われわれはまた銀行監督に関する限りその最終的権限はあくまで連邦監督局にあることも十分認識しなければならない。

ともあれ西ドイツの監督行政は本年1月の信用制度法発効とともに装いを新たにして再出発した。もちろんその実際の運営についてはなお今後解決を要する問題も残されており、また種々新たな問題も生じるであろう。今後の西ドイツ監督行政の推移はわが国にとっても他山の石として注目を要するものといえる。